

大阪府地方独立行政法人評価委員会運営規程（改正案）

大阪府地方独立行政法人評価委員会決定

（目的）

第1条 この規程は、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（平成16年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、大阪府地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（議事録等）

第4条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。

（部会の運営）

第5条 前三条の規定は、委員会のもとに設置する大学部会及び病院部会（以下「部会」という。）においても適用する。この場合、「委員会」は「部会」に、また、「委員長」は「部会長」にそれぞれ読み替えるものとする。

（部会の議決事項）

第6条 条例第6条第6項において規定する部会の決議をもって評価委員会の決議とすることができる事項については、別表のとおりとする。

（所属する部会以外への出席）

第7条 委員は、必要に応じ、所属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。

附則

この要綱は、平成16年12月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年6月 日から施行する。

別表

事 項	根 拠
<u>知事による財務諸表の承認の際の意見</u>	<u>地方独立行政法人法 34条3項</u>
<u>中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって知事が承認する際の意見</u>	<u>地方独立行政法人法 40条5項</u>
<u>一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって知事が承認する際の意見</u>	<u>地方独立行政法人法 40条5項</u>
<u>限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が認可する際の意見</u>	<u>地方独立行政法人法 41条4項</u>
<u>短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見</u>	<u>地方独立行政法人法 41条4項</u>
<u>役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出</u>	<u>地方独立行政法人法 49条2項、56条1項</u>

大阪府地方独立行政法人評価委員会議事規程

大阪府地方独立行政法人評価委員会決定

(目的)

第1条 この規程は、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（平成16年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、大阪府地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(傍聴人に対する指示)

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(議事録等)

第4条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。

(部会の運営)

第5条 前三条の規定は、委員会のもとに設置する大学部会及び病院部会（以下「部会」という。）においても適用する。この場合、「委員会」は「部会」に、また、「委員長」は「部会長」にそれぞれ読み替えるものとする。

(所属する部会以外への出席)

第6条 委員は、必要に応じ、所属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。

附則

この要綱は、平成16年12月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。